

令和4年度分(令和3年分所得)収支内訳書

この収支内訳書は令和4年度分市民税・県民税申告書と必ず一緒にご提出ください。

1月1日 現在の住所	長野市	フリガナ 氏名	
電話番号	(日中連絡可能な番号)	生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日生

・申告をする前に必ず収支の計算を行ってください。営業所得・不動産所得のある方は裏面をご利用ください。

●農業所得

科目		金額	科目		金額	科目		金額	
収入金額	販売金額	①	経費	租税公課	イ	経費	荷造運賃手数料	ワ	
	家事消費金額	②		種苗費	ロ		土地改良費	カ	
	雑収入	③		素畜費	ハ			ヨ	
	小計①+②+③	④		肥料費	ニ			タ	
	農産物の 棚卸高	期首		⑤	飼料費		ホ		レ
		期末		⑥	農具費		ヘ	雑費	ソ
	計④-⑤+⑥	⑦		A	農業衛生費		ト	小計(イ~ソ)	⑬
経費	雇人費	⑧	費	諸材料費	チ	経費計⑧~⑬+⑭	⑭	B	
	小作料・賃借料	⑨		修繕費	リ	専従者控除前の所得金額⑭-⑰	⑮		
	減価償却費	⑩		動力光熱費	ヌ	専従者控除	⑯	C	
	貸倒金	⑪		作業用衣料費	ル	青色申告特別控除	⑰	D	
	利子割引料	⑫		農業共済掛金	ラ	所得金額⑮-⑯-⑰	⑱	E	

市民税・県民税申告書農業所得部分へ太枠内の数字を転記してください。(各項目のA~E欄に記載してください。)

農業収入の内訳

農産物等の 種類品名等	作付面積	販売金額	家事消費 金額	農産物の棚卸高				雑 収入 の内 訳	区 分	金 額
				期首		期末				
				数量	金額	数量	金額			
田	a	円	円	kg	円	kg	円		円	
畑										
合計								合計		

●営業・農業・不動産共通事項

地代家賃・小作料・賃借料の内訳

種目	支払先		支払金額	必要経費 算入額
	住所	氏名(名称)		
			円	円

給料賃金(雇人費)の内訳

雇人			支払金額
住所	氏名	生年月日	
		明大昭平	円
		明大昭平	

減価償却費の内訳

減価償却資産 の名称等	取得年月 年・月	A 取得価格	B 償却の基礎になる金額	耐用年数	C 償却率	D 3年中の 償却期間	E 3年中の償却費 B×C×D	F 事業専用 割合	3年分の必要経費 算入額 E×F	摘要
		円	円	年		/12	円	%	円	
						/12		%		
						/12		%		
						/12		%		
						/12		%		

事業専従者の氏名等

氏名	続柄	生年月日	専従者控除(給与)額
明・大 昭・平			円
明・大 昭・平			

専従者控除について(営業所得⑱・農業所得⑯・不動産所得⑲)

専従者について、市民税・県民税申告書の裏面「事業専従者に関する事項」に転記してください。また、専従者のマイナンバー(個人番号)も記載が必要です。

- ・白色申告者(1人あたりの控除額)
 - ①従事している事業の所得額÷(専従者の人数+1)
 - ②50万円(配偶者は86万円)
 - ①と②のいずれか少ない額
- ・青色申告者 税務署に提出された「青色専従者給与に関する届出書」の給与の金額以内

事業主と生計を一にする親族(15歳未満の者および学生を除く)で専ら従事した期間が6カ月以上の者を専従者とすることができます。専従者控除額は、専従者の給与収入金額となります。(専従者とした人を配偶者(特別)控除、扶養控除の対象とすることはできません。)

令和4年度分(令和3年分所得)収支内訳書(裏面)

農業所得のある方は表面をご利用ください。
 地代家賃・給与賃金・減価償却費・事業専従者の記入欄は表面下部にあります。

●営業所得

科目		金額	科目		金額	
収入金額	売上(収入)金額 ①	円	経費	旅費交通費 二	円	
	家事消費費 ②			通信費 ホ		
	その他の収入 ③			広告宣伝費 へ		
	計 ①+②+③ ④	A		接待交際料 ト		
売上原価	年初棚卸高 ⑤			損害保険料 チ		
	仕入金額 ⑥			修繕費 リ		
	年末棚卸高 ⑦			消耗品費 ヌ		
	差引原価 ⑤+⑥-⑦ ⑧			福利厚生費 ル		
経	給与賃金 ⑨				ヲ	
	外注工賃 ⑩				ワ	
	減価償却費 ⑪			雑費 カ		
	貸倒金 ⑫			小計(イ~カ) ⑮		
	地代家賃 ⑬			経費計⑧+⑨~⑭+⑮ ⑯	B	
	利子割引料 ⑭			専従者控除前の所得金額①-⑯ ⑰		
費	租税公課 イ			専従者控除 ⑱	C	
	荷造運賃 ロ			青色申告特別控除 ⑲	D	
	水道光熱費 ハ		所得金額⑰-⑱-⑲ ⑳	E		

売上(収入)金額の月別内訳

売上(収入)金額			
1月	円	9月	円
2月		10月	
3月		11月	
4月		12月	
5月		小計 ①	
6月		家事消費費 ②	
7月		その他収入 ③	
8月		計 ④	

仕入金額の内訳

仕入先名	所在地	仕入金額
		円

市民税・県民税申告書営業所得部分へ太枠内の数字を転記してください。(各項目のA~E欄に記載してください。)

●不動産所得

科目		金額	科目		金額	
収入金額	賃貸料 ①	円	経費	損害保険料 口	円	
	礼金・権利金 ②			修繕費 ハ		
	その他 ③				ニ	
	計①+②+③ ④	A		雑費 ホ		
経	給料賃金 ⑤			小計(イ~ホ) ⑩		
	減価償却費 ⑥			経費計⑤~⑨+⑩ ⑪	B	
	貸倒金 ⑦			専従者控除前の所得金額④-⑪ ⑫		
	地代家賃 ⑧			専従者控除 ⑬	C	
	借入金利子 ⑨			青色申告特別控除 ⑭	D	
	租税公課 イ			所得金額⑫-⑬-⑭ ⑮	E	

不動産収入の内訳

用途	不動産の所在地	賃借人氏名(名称)	収入金額	
			賃借料 円	権利金他 円
計			①	②

市民税・県民税申告書不動産所得部分へ太枠内の数字を転記してください。(各項目のA~E欄に記載してください。)

★記入に当たってご覧ください

収入金額について

令和3年1月1日~12月31日の間で、収入が確定した金額を全て計算してください。また、以下のものも収入となります。

- ・家事消費費や贈答品
- ・売掛金・未収入金などまだ入金されていない売上金
- ・商品等に損害が生じたことにより受け取った保険金、補償金

減価償却費について(営業所得⑪・農業所得⑩・不動産所得⑥)

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について、償却可能限度額(取得価格の95%)相当額及び残存価格が廃止され、耐用年数経過時点において1円まで償却することとされました。

また、農業用の機械及び装置の耐用年数が平成21年分から7年になりました。

青色申告特別控除について

(営業所得⑱・農業所得⑰・不動産所得⑭)

税務署に青色申告の届出をしている方で、確定申告の必要のない方は記入してください。青色申告特別控除額が0円になった場合も「0」と記入してください。

55万円の青色申告特別控除をとる場合は税務署へ確定申告書の提出が必要です。

記帳・帳簿等の保存制度について

平成26年1月から事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う方は記帳・帳簿等の保存が必要になりました。

記帳する内容は、売り上げの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項です。記帳した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。帳簿の保存期間は7年です。